

基本目標3 地域ぐるみで子どもと 子育て家庭を支援するまちづくり

わたしたちは、安心と希望を持って子どもを生き育てることができる環境をつくるため、お互いに協力しながら、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えることができるまちをつくりたい。

そのために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 子育て家庭と地域との連携がとれている
2. 地域の人々との交流ができる
3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境が整備されている
4. 子ども連れでも外出しやすいまちづくりが行われている
5. 子どもの安全に配慮された地域社会が形成されている

1 子育て家庭と地域との連携を確保するために

(1) 現状と課題

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識が希薄になってきています。そのような状況の中で、親子に直接ふれる機会の多い地域の人々の温かな一言や支援が親を勇気づけ、子育てを楽にしていきます。地域活動の充実を図り、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを推進する必要があります。

本市では、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動のほか、母子保健推進員の保健活動、食生活改善推進員による食生活改善活動などが地域活動として行われており、これらの地域活動をさらに充実させるとともに、市内3つの子育て支援センターとこれら地域活動を基盤とする子育て支援ネットワークを構築することによって、子育て家庭のニーズに応じたサービス提供の充実を図る必要があります。

また、「阿蘇市地域福祉計画」に基づき、地域における支え合いのしくみとして構

策が進められている「阿蘇市やまびこネットワーク」の小地域ネットワーク活動を子育て支援の分野にも広げ、各地区における子どもや子育て家庭に対する見守り・声かけ活動の推進を図らなければなりません。

(2) 行政が取り組むこと

1. 地域情報提供体制の整備・充実

子育て支援センターを子育てに係る情報提供の拠点とし、各保育所、幼稚園、学校等と連携を取りながら、子育てに係る情報提供体制の整備・充実を図ります。

2. 子育て支援ネットワークの推進

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動や母子保健推進員、食生活改善推進員の活動等をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。

3. 子育ての仲間づくりの促進（再掲）

乳幼児健康診査などの機会を利用して、子育てサークルの存在と入会のPRを強化し、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。

(3) 家庭や地域でできること（行動目標）

【家庭でできること】

あいさつや声かけをしましょう。
子育てボランティアに参加しましょう。
自ら積極的に情報を得る姿勢をもちましょう。
サークルや自主グループなど、様々な活動を紹介していきましょう。

【地域でできること】

地域の子どもは地域で大切に育てましょう。
 回覧板等を利用して地域での子育ての情報交換を行いましょ。う。
 子育て中の親が集い、憩える場をつくりましょ。う。
 地域の子育てグループを支援ましょ。う。
 地域の子育てボランティアグループをつくりましょ。う。
 育児経験者は育児相談にのってあげましょ。う。
 地域での声かけをましょ。う。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
子どものことで地域の人から声をかけられることがある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	80.9% 76.9%	増やす
周囲の人(近隣、友人等)に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	71.8% 70.5%	増やす
子どもへの見守り・声かけなどの小地域ネットワーク活動に取り組んでいる地区の割合	-	100%

2 地域の人々との交流を促進するために

(1) 現状と課題

地域ぐるみで子育てを支える活動は、市民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとするコミュニティ活動の一つに位置づけられます。そこでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる子どもとその家族が、支える側である地域住民と日頃から交流をもっておくことが必要です。

地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にあります。自ら地域への愛着を高めるとともに、日々のあいさつやふれあい、幅広い世代間の交流、地域の祭りや団体行事等への家族での参加やボランティア活動等を通じて、地域の人々から「地域の子ども」として認識してもらうことが重要です。

また、これら地域の様々な人々との交流は、子どもの社会性を養う上でも極めて有益です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 地域での交流が広がる場の拡充

保育所、幼稚園や学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親等の利用を促進します。

また、幼稚園、保育所や学校等において、子どもたちと高齢者とのふれあい活動や子育て経験者による子育て・教育相談や交流行事等を計画します。

さらに、小学校では、地域の人材を安全管理員や学習アドバイザーとして活用し、同じ地域の子どもたちとしっかりふれあいながら体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」の取り組みを推進します。

2. 民生委員・児童委員、主任児童委員等との交流支援

地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員、食生活改善推進員等と日頃から交流が図れるよう支援します。

3．地域への愛着を高める活動の促進

郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、子どもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

4．子育てサークルや子ども会等の活動支援

地域の人々との交流にもつなげる子育てサークル、子ども会やスポーツ少年団等、幅広いグループ・団体等の活動を支援します。

5．ボランティア活動の情報提供と参加促進

子どもたちが地域の中でボランティア活動を体験できるように、情報を収集し、参加募集や体験活動の紹介などの情報提供を行います。

ボランティア活動に参加し、地域の大人や仲間と出会いふれあうことで、地域社会の一員としての自覚をもち、貢献できる喜びを感じる機会を提供します。

6．誰もが子どもがいる幸せを実感できる社会を共に考える機会の提供

子育てに関する様々なフォーラムやイベントを実施し、子どもと大人が交流できる機会の提供などにより、最近の子育て事情を伝え、子どもを生み育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
 子育てサークルや子ども会等に入会し、行事に参加・協力しましょう。
 学校のイベント等を利用し、地域の人と交流しましょう。

【地域でできること】

地域の伝統行事や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。
 地域のイベントや行事に、積極的に青少年のボランティアを活用しましょう。
 子どもが高齢者や障がい者と地域で交流できる場をつくりましょう。
 子育て用品や子供服の交換などの交流の場をつくりましょう。
 中学・高校生をはじめ若い世代にも魅力のある地域行事を工夫しましょう。
 地域行事等の企画にあたっては、子どもの意見も取り入れましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
地域の行事に参加している子育て家庭の割合	-	増やす

3 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

(1) 現状と課題

近年、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になっていますが、子どもをもつ親が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスや放課後児童対策等による地域や行政の支援により、利用者が安心して働くことのできる環境が必要です。

また、企業・事業所においても、従業員に対する仕事と子育ての両立支援、企業等の活動を通じた子どもと子育て家庭の応援や地域の子育て活動との協働等が求められています。

しかし、職場優先の企業風土が根強い我が国では、育児休業等を取得しやすい環境にない企業・事業所がまだまだ多く、本市においても保護者の育児休業取得率は低調です。事業所への啓発を行い、従業員がそれらの制度を適切に利用できるよう普及に努めなければなりません。また、有給休暇の取得推進、労働時間の短縮、子どもがいる従業員に対する職場の理解と協力の促進等、子育てをしやすい職場環境が実現するよう支援していく必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

多様化する勤務形態に対応するため、地域の子育て家庭の保育ニーズを把握し、保育所における通常保育はもとより、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、休日保育など、きめ細かな保育サービス提供のための条件整備を行うとともに、ファミリーサポートセンターの創設を図ります。

2. 放課後児童対策の充実

共働き家庭などの児童を対象とした「放課後児童クラブ」による学童保育と、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

3．保育の質の向上

保育の質の向上、保育士の専門性の向上、質の高い人材の安定的な確保を目指し、保育士の研修体制の充実などに積極的に取り組みます。

4．育児休業制度の活用促進

育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当への支給の促進を図ります。

また、母親だけでなく父親に対しても育児休業給付等、育児休業制度について周知を図り、育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。

5．子育てしやすい職場環境づくりの啓発

企業・事業所等に対して、子育て支援の重要性に関する意識啓発を行い、子育て支援のための様々な制度の周知を図るとともに、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。

6．出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

(3) 家庭や地域、企業でできること(行動目標)

【家庭でできること】

男女ともに育児休業を活用しましょう。

家族間で協力し、家事の分担をしましょう。

支援してもらえる人がいたら遠慮せずにお願ひしましょう。

【地域でできること】

子育てしながら働く人を温かく見守りましょう。
 子育てしながら働く人が参加できる地域行事を実施しましょう。

【企業でできること】

子育てしやすい勤務体制をつくりましょう。(再掲)
 子育ての大切さを理解し、ノー残業デーをつくるなど、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。(再掲)
 事業主は一般事業主行動計画を策定し、推進に努めましょう。(再掲)

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
認可保育所入所定員	830人	850人
特定保育の実施か所数	3か所	5か所
延長保育の実施か所数	10か所	12か所
休日保育の実施か所数	0か所	1か所
病後児保育の実施か所数	0か所	1か所
放課後児童クラブの設置数と登録者数 (設置数) (登録者数)	5か所 266人	5か所 220人
放課後子ども教室の実施か所数	7か所	11か所
地域子育て支援センターの実施か所数	3か所	3か所
育児休業取得率 (就学前児童の父親) (就学前児童の母親)	1.0% 26.5%	上げる

4 子ども連れでも外出しやすいまちにするために

(1) 現状と課題

不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、子ども連れで歩くのに危険な箇所がたくさんあります。

そこで、このような状況を改善し、子育て中の家族が小さな子ども連れでも気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図ることが必要となります。

(2) 行政が取り組むこと

1. 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

2. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

3. 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発

子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。

(3) 地域でできること(行動目標)

【地域でできること】

不特定多数の人が利用する施設には、授乳やおむつ替えができる場所を設置しましょう。

店内はベビーカーの通りやすい通路を確保しましょう。

子どもや妊婦の集まる場所では、禁煙を心がけましょう。

公共の場所では禁煙対策をしましょう。

託児コーナーを設置するなど、子育て中の親子にも利用しやすい店づくりに努めましょう。

子ども連れの人が外出しやすいよう、歩道に看板や陳列台などを出さないようにしましょう。

公園や道路の清掃・美化に努めましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
おむつ交換所や多目的トイレが設置されている市の施設数	20か所	増やす
子ども連れに配慮された施設が増えてきたと感じている保護者の割合	-	増やす

5 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために

(1) 現状と課題

近年、子どもが犠牲になる事故や事件が数多く報道され、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇した子どもたちは、心に深い傷を残すことも少なくありません。

このような中、「子ども 110 番の家」の設置や P T A 等による防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

最近では、コンビニエンスストアなど、24 時間営業している場所ができたこともあって、深夜（午後 11 時以降）に外出する中学・高校生も見られます。

また、経済活動のみが先行した大人社会の産物としての有害環境や、情報化社会の進展に伴う、パソコンや携帯電話によるインターネット上の有害環境からも子どもたちを守る必要となっています。

子どもたちの安全確保だけでなく、健全育成という見地からも、ますます大人一人ひとりが地域の子どもに目を向けることが重要となっています。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子どもが安全に遊べる公園等の整備

地域の子どもや利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を推進します。

2. 安全な通学路の確保

通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、P T A 等による通学指導の充実を図ります。

また、子ども 110 番の家の周知と定期的な見直しを図ります。

3．地域ぐるみによる交通安全指導の推進

市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

4．地域ぐるみで見守るセーフティネットづくり

子どもの安全や健全育成のために、PTA、自治会、商工会など、より多くの団体が連携して「地域で子どもを見守り育てる活動」を展開し、地域コミュニティによるセーフティネットづくりを推進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。

5．青少年を取り巻く有害環境対策の充実

性や暴力等に関する過激な情報を内容とするメディア（雑誌、ビデオ、コンピュータソフトウェア、インターネットなど）は、子どもの健全な成長の妨げとなるため、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の連携・協力のもとに、環境浄化活動や啓発活動に取り組みます。

（3）家庭や地域でできること（行動目標）

【家庭でできること】

子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。
子どもの日没後や深夜にわたる無断外出には厳しく注意しましょう。
子ども110番の家や場所を親子で確認しておきましょう。
有害な内容のテレビ、ビデオ、インターネット、ゲーム等から子どもを守りましょう。

【地域でできること】

子どもの登下校時には目を向けるなど、通学路の安全確保に協力しましょう。
 遊んでいる子どもの安全を気にかけて、地域で見守りましょう。
 定期的に防犯パトロールをしましょう。
 子ども110番の家に協力しましょう。
 不審な人や車を見たら警察に通報しましょう。
 道路や施設で危険な箇所を見つけたら通報しましょう。
 有害情報から子どもを守るための環境浄化活動に参加しましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
近くに安心して遊べる場がある小学校児童の割合	45.5%	増やす
子ども110番の家の設置件数	613件	増やす